

岡山県特定事業者登録等要項

(平成 13 年 3 月 22 日付 医第 2042, 2043 号 保健福祉部長通知)

(趣旨)

第 1 この要項は、岡山県原爆被爆者介護保険利用助成事業実施要綱に基づいて行う介護保険サービス利用助成金の支給及びそのために必要な事業者の登録に関する事項を定めるものとする。

(助成金の支給)

第 2 岡山県は、被爆者健康手帳を所持する被爆者が、介護保険法に基づく介護保険サービスを受けたとき、その被爆者に助成金を支給することができる。

2 助成金を支給することができる介護保険サービスの種類及び額は、別表のとおりとする。

(事業者の登録)

第 3 岡山県は、登録を受けた事業者（以下「特定事業者」という。）に対し、被爆者に対する助成金を支給することができる。

2 登録を受けることができる事業者は、岡山県及び県内市町村から介護保険法に基づく指定を受けた指定事業者及び指定施設の開設者とする。

3 登録を受けようとする事業者は、「介護保険サービス利用被爆者助成特定事業者登録同意書」（別記様式第 1 号）を岡山県に提出するものとする。

4 特定事業者は、被爆者が被爆者健康手帳を提示して介護保険サービスの利用を申し込んだとき、当該被爆者が支払うべき自己負担額を受領することなくサービスを提供するものとする。ただし、「訪問介護」については、被爆者健康手帳とともに「訪問介護利用被爆者助成受給者証」の所持を確認するものとする。

5 岡山県は、事業者から提出された「介護保険サービス利用被爆者助成特定事業者登録同意書」により特定事業者として登録を行ったときは、「介護保険サービス利用被爆者助成特定事業者登録証明書」（別記様式第 2 号）を発行するものとする。

(岡山県国民健康保険団体連合会への委託)

第 4 岡山県は、介護保険サービスに係る特定事業者からの請求に係る審査支払事務を岡山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託する。

(助成金の請求方法)

第 5 特定事業者は、被爆者に対して第 3 の 4 による介護保険サービスの提供をしたときは、事業所毎に、サービスを提供した月の翌月 10 日までに助成金を国保連に請求するものとする。

(特定事業者の責務)

第 6 特定事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定事業者は、登録に係る事業所の名称、所在地等の登録事項に変更があったとき、又は事業を休止し、若しくは再開したときは、「介護保険サービス利用被爆者助成特定事業者変更届」（別記様式第 3 号）を 10 日以内に岡山県に提出しなければならない。

- (2) 特定事業者は、介護保険法に基づく指定の取消しを受けたときは、10日以内に岡山県に届け出なければならない。
- (3) 特定事業者は、事業を廃止するときは10日以内に、登録を辞退するときは30日以上予告期間を設けて、「介護保険サービス利用被爆者助成特定事業者辞退届」（別記様式第4号）によりその登録の辞退を申し出ることができる。

(登録の取消し)

第7 岡山県は、特定事業者が、この要項に定める事項に違反した場合又は不正を行った場合は、登録を取り消すことができる。

(登録証明書の返還)

第8 特定事業者は、既に受けた登録の変更又は辞退を申し出るとき、若しくは登録の取消しがあったときは、交付された登録証明書を速やかに岡山県に返還しなければならない。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年3月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年5月27日から施行する。
ただし、平成25年度の助成から適用する。

附 則

この要項は、平成28年3月17日から施行する。
ただし、平成27年度の助成から適用する。

附 則

この要項は、平成28年12月9日から施行する。
ただし、平成28年度の助成から適用する。

附 則

この要項は、平成30年9月11日から施行する。
ただし、平成30年8月1日以降の助成から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別表

サービスの種類	助 成 金 の 範 囲
訪 問 介 護	助成金は、保険給付対象の訪問介護に係る1割の自己負担額に対し支給する。 ただし、他法及び他の制度等によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を助成する。 (注)「訪問介護利用被爆者助成受給者証」を所持する被爆者が対象。
介護老人福祉施設等	助成金は、保険給付対象に係る1割から3割の自己負担額に対し支給する。 ただし、他法及び他の制度等によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を助成する。
通所介護・短期入所生活介護等	助成金は、保険給付対象に係る1割から3割の自己負担額に対し支給する。 ただし、他法及び他の制度等によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を助成する。